

全国遺跡報告総覧シンポジウム パネル・ディスカッション発言録

1. 本資料の目的

本資料は、2016年11月28日に開催した「全国遺跡報告総覧シンポジウム 文化遺産の記録をすべての人々へ！—全国遺跡報告総覧のメリットと公開までのハードル—」のパネル・ディスカッションでの発言をまとめたものである。シンポジウムに参加できなかった方にも当日の内容を共有し、今後の議論が深まるよう資料化した。

2. コーディネータ、パネリスト

コーディネータ

坂井秀弥（奈良大学文化学部文化財学科 教授）

パネリスト ※発表順

矢田貴史（島根大学附属図書館企画・整備グループ）

高田祐一（奈良文化財研究所企画調整部 研究員）

国武貞克（奈良文化財研究所都城発掘調査部 主任研究員）

古澤義久（長崎県埋蔵文化財センター東アジア考古学研究室 主任文化財保護主事）

木村淳一（青森市教育委員会事務局文化財課 文化財主査）

高橋 寛（秋田大学 図書館・情報推進課 総括主査（学術企画担当））

オブザーバ

近江俊秀（文化庁記念物課 文化財調査官）

3. パネル・ディスカッションの内容

- ・個別の質問回答※
- ・全国遺跡報告総覧のメリットと課題
- ・発掘調査報告書と著作権
- ・埋蔵文化財保護行政における報告書電子化の位置付けと全国遺跡報告総覧の役割（近江調査官のコメント）

※会場からの質問を受け付けるため、パネル・ディスカッションまでに質問票を記入してもらい、事前に回収した。本シンポジウムの趣旨に近い質問を中心に回答した。

個別の質問回答

坂井

1時間ちょっと討論を行いたいと思います。質問をいくつかいただいていますので、先にそれをお答えいただいて討論に入っていきたいと思います。

国武

質問 活用事業について、学校現場で活用するとしたらどのような活用事業があるでしょうか。

→今、事例を探しています。岐阜県の文化財センターの事例。GISを使った県の遺跡地図を使って、自分の家の近くの遺跡を調べてみよう。その遺跡の内容を報告総覧で調べてみようといった事業。唯一の活用事例。効果的な実践例があれば教えてほしい。

高田

質問 発掘調査以外の冊子は公開できるか。

→公開できる。展示企画の解説資料などはいっている。普及啓発の資料も一般のニーズが高いので登録、公開している。

質問 OCR化はどうするのか、誤読は。

→OCRソフトを使用。かけられない場合、奈文研で対応可能。誤読は発生する。技術的にやむを得ない。画像がきたない場合に発生しやすい。100%あってもなくても登録可能。

古澤

質問 報告書のデジタル化によって印刷部数は変わったか。

→300部を原則として印刷している。プロジェクト参加以前から変わらない。紙媒体は保存という目的、PDFは公開用。

質問 作業体制、人数、OCR化の知識。

→人数はひとり、OCR化は通常業務をやりながらしていた。

坂井

予算を確保したのか。

古澤

3ヶ月かかったというのは、登録作業、OCRはそれ以前3ヶ月。嘱託職員1人が対応した。このためだけに予算をとったわけではない。予算処置からするとゼロ円。

木村

質問 アップロードのタイミングは。

→ 付図など、正誤表を送付するタイミングでアップロード。

坂井

他の個別の質問に対しては、後日ホームページで公開するので、ここでは、パネル・ディスカッションの議論に関連しそうな質問に対して回答していただいた。

全国遺跡報告総覧のメリットと課題

坂井

本日は、全国遺跡報告総覧（以下、遺跡総覧）のメリットと課題が議題、メリットについて 膨大な発掘調査報告書を電子化して公開することの意義について

高田

図書室にいたことがある。シニアの方「あのへんで瓦が出たので報告書をみたい」といった要求がある。ただし、書名が分からないことには、本を提供することができない。報告書は専門の人が読むという前提があるが、生涯学習として最近是一般の人でも読むことがあり、市民のニーズがある。また、専門分野での活用のメリット、地域貢献といったメリットなどがあり、立場・関係者によってメリットが違う。最大のメリットは全文検索。知らない情報も簡単に探せる。

坂井

発掘調査件数は以前よりは減ったとは言え、多い。発掘調査報告書も年間 1600 冊くらいある。それを隅から隅まで検索することは、遺跡総覧がなければ不可能。調査成果が使われなければこの世に存在しないことと同じ。

自治体の立場から一言お願いしたい。

古澤

長崎県は離島が多い、海岸線から 15km 以上離れた陸地がないという海洋県。遠隔地サービスは発達しているがカバーしきれていない。インターネットで利用できることが最大のメリット。

坂井

なぜ、壱岐島に埋文センターを作ったのか。現場に行くのもたいへんでは。

古澤

原の辻遺跡があったため、壱岐に作った。報告書や遺物も壱岐にある。県内の文化財担当者も報告書を参照するのに壱岐に行かなくてはならなくなった。

木村

個人的には紙の方が見やすいが、分厚いものは現場などでは使いにくい。PDF なら便利。データの良さ、アナログの良さを生かした使い方をするのがよい。

坂井

開発協議で活用する時に便利ということであったが。

木村

そういうところは便利。事業者や作業員の反応が非常によい。報告書を見ることで意識が変わり、率先して遺物を見つけてくれることも。立会の現場では分厚い冊子を持っていくことが難しい中で、タブレット端末で PDF を見せることが有効である。

坂井

刊行後の追加情報にも使えるのは新鮮な考え。これまでは報告書で終わりという感覚だった。報告書後も意識し続ける効果は。

木村

新青森駅周辺の発掘調査の試料で、同じ試料の再分析で新たな事実がわかってきている。学会で発表された情報も追加可能、今後、付図のアップロードのような感じで追加できるのでは。版の情報が表示できればと思う。この点は、大きなメリット。

坂井

自ら報告書を使う上でメリットとを感じる点は。

木村

これまでは、引用する文献を入手することが困難だった。センターから離れていると入手が難しいし、コピーにも制限があった。すごく進化したと思う。

坂井

古澤さんに、韓国の状況も含めて。

古澤

韓国は役所の中でもデジタル化が進んでいる。日本では紙で起案するのが普通だが、韓国では現在はほとんどが電子決裁で役所では紙を持って回ることが少なくなった。日本では電子決裁が進んでいない。韓国では発掘報告書だけ紙というのは流れとして有りえない。発掘報告書が CD で配布されている。日本よりも進度が早い。長崎県は腰が重かったが一旦進みだしたら早かった。

坂井

長崎県では市町村の刊行分も含めて入手できるのか。

古澤

市町村分は公開されていない。発信の側として、離島の情報はほとんど発信されていない。いわゆる灰色文献として稀覯本のようにになっているものもある。こうしたものも県発行のものであれば、デジタル化して公開できる。近代デジタルライブラリーのように、稀覯本を重点的にデジタル化していくことも戦略的によいことである。

坂井

行政にも発信する側と、利用する側という両面がある。遺跡総覧が広がれば両面ともさらに機能するようになっていくと思う。

大学として最初に発信された島根大学は、発掘調査報告書のリポジトリの必要性和大学図書館の責務との関係は。

矢田

島根大学からの提案で中国地方の5つの国立大で始めたが、全国にまで広がるとは当初は想定していなかった。大学図書館は、資料を利用してもらう立場であるが、報告書は典型的な灰色文献。所蔵量が多くても学生の要望するものがないことも多い。島根大学では東日本報告書などはかなり少ない。当時既にリポジトリという基盤ができていなので、そこに電子化した報告書をのせていくことで利用者の便宜を図ろうとした。国立大学にとって、最近では地域貢献という視点も重要であり、大学図書館発の取り組みが全国に広がっていくことは大変うれしい。

坂井

膨大なボリュームが負担だったのでは。

矢田

確かに所蔵量は多くは配架スペースについてはどこの図書館も苦慮している。ただ報告書

については、事業をスタートして色々な研究者や自治体関係者との話の中で、紙媒体と電子媒体の棲み分けが重要であることが理解できた。図表などは原本でないことを確認できないケースがある。遺跡総覧に掲載している PDF は圧縮したものではあるが、これまで報告書自体を見る機会がなかった人たちにも届けられるという点で大きな意義がある。

坂井

島根大学には、4名もの考古学の教員がいる。遺跡を活かした地域造りという県の方針によると聞いている。

秋田大学は、独法化以降運営費交付金の減るなかで続けられた。

高橋

図書館として地域貢献もあるが、大学図書館の使命としていかに学術情報を利用者に使ってもらおうかという大前提がある。

秋田大では蔵書検索において、冊子報告書を検索すると、総覧の電子版も同時に探せるようにデータの書き換えを行っている。電子化すればするほど図書館に人が来なくなるというデメリットもあるが、学術情報を利用者に素早く届けるという点は大きい。

坂井

メリットは多い。膨大な発掘情報がこれまでもあり、これからも日々蓄積されていくものを、どのようにきちんと保存して、広汎な利用、円滑な利用を行っていくのか、という点が確認される。都道府県、市町村は、調査主体としての役割、調査成果を管理していく役割をあらためて確認する必要がある。

ハードルについては、木村さんのアンケート調査の結果がレジュメに上げられている。古澤さんからもほぼ同様の指摘がされている。制度的に義務でない、労力とお金、著作権の問題である。まず、議論しやすい著作権の問題から。本日のクリップどめの資料に著作権に関連する資料がある。この資料について、高田さんの方から説明いただきたい。

発掘調査報告書と著作権

高田

著作権についてよく聞かれる点について資料にまとめた。発掘調査報告書に著作権はある。誰が権利を持つか、職務として執筆した場合、別段の契約をしていなければ個人にはない、職務著作となる。法人が著作権を持つ。外部研究者に執筆してもらった場合、その人に著作権。外部の執筆者か内部かは、発行機関と雇用関係があるかないかで判断。職員が撮影した写真は法人が著作権を持つ。外部の写真家が、表紙用などにアートの要素で創作的に撮影し

た場合はその写真家に帰属する。

外部の人が権利を持っている場合に必要な許諾としては、報告書を電子化して公開する場合、複製権と公衆送信権で許諾が必要。口頭契約も可能だが、今後のために書面で許諾を取ることが望ましい。許諾用の書式としてサンプルを添付した。これは、弁護士のチェックを受けたものである。執筆者が亡くなっている場合、相続人が権利を持つが、すべての相続人に確認することは事実上不可能だろう。既に著者が亡くなっている場合や権利者に連絡が取れない著作物を孤児著作物という。これらの孤児著作物の権利処理として文化庁長官の裁定制度があり、文化庁著作権課と協議中。プロジェクトとしては、権利関係が問題とならないものを先に進めて、問題がありそうなものはそれから対応することを方針としている。

坂井

古いものほど問題が生じやすいが、そこで諦めずに進めていくことで公開されるものが増える。

木村さんの課題について。

木村

外部機関に著作権の許諾まで依頼すると問題となりやすいので、許諾は各自治体でクリアした上で、外部機関にアップロードを委託すべきである。

高田

自治体の人以外が代行で著作権処理するということか。

木村

代行するとトラブルとなるかもしれないので、大元の自治体側で著作権の許諾を得るべきということ。

高田

権利者は自治体。基本的にはアップロード前に自治体側で必要な権利処理を行うことが原則。著作権処理を代行してくれる業者は存在しておりお金はかかるが、利用は可能。

坂井

兵庫県では対応されたときいているが。兵庫県の山本さん、コメントをお願いしたい。

山本（兵庫県立考古博物館）

兵庫県も 8 年ほど前に公開に向けて作業を始めたが著作権許諾（方法）のことで止まってしまった。この夏から奈良文化財研究所の協力をえて作業を再スタート。これまでの約 50

年間に報告書を約 500 冊出している。今年になって改めて期限を区切って 12 月までに作業できるものを公開することとした。報告書 1 冊ごとに著作者のリストを作成し、内部職員による著作か外部委託による著作かを分けた。外部委託した場合でも著作権がない場合もある。分析委託による執筆の場合は委託契約の時に「著作権は兵庫県に属する」とうたっている。また、外部委託で著作権が発生している時、その方が故人かどうかを区分している。古い方から 200 冊を検討した結果、約 100 冊は兵庫県に属する職員だけで執筆しているの著作権はクリアしていることがわかった。この約 100 冊について平成 28 年 12 月末までに公開する予定。12 月 2 日に、県内文化財担当者の連絡会があるので、総覧について説明する予定。

来年以降、順次著作権の許諾が必要なものについて作業を進める。なお、今後刊行する報告書は、外部執筆者に委託する際に「遺跡総覧に載せること」への許諾を得る予定。

坂井

都道府県は多くの報告書を出している。域内の市町村を束ねるという役割で方向性を出す上で大きな意味がある。

国武

著作権のいろいろな考えを整理する必要がある。内部での著作物の著作権は法人に帰属し、外部委託したものうち何について著作権が発生し、どのような場合に発生しないかを整理したい。自然科学分析の報告で、調査会社が記名で出したレポートはどうなるのか。

矢田

客観的なデータのみであれば、創作性がないため著作権は発生しない。記名で論考が含まれているようなレポートでは著作権が発生する。記名であっても、客観的なデータのみであれば、著作権は発生しない。

国武

写真を 1 カットいくらで業務委託して撮影した遺物写真の場合は。

矢田

記録のためのもので創作性がないと考えられ著作権は発生しない。

国武

城下町の絵図のようなケースでは。

矢田

著作権の問題ではなく、所有権という観点から所蔵機関などに許諾を得る必要がある。

坂井

著作権については長く続いている問題がある。一括して処理しようとするのが難しいので、できるものから解決していくことが必要だろう。

著作権以外のハードルとして、制度的義務がないという点がある。報告書 300 部を印刷すれば記録保存は完了である。デジタルデータをつけるのは義務ではなく、おまけのような受け止め方をされてきた。

報告書における紙媒体のものとデジタル媒体のものをどう位置付けるかは、文化庁は以前から大きな問題として認識していた。補助金の対象になるのか、デジタルを付加しても印刷物は 300 部なのかという質問が出てきたところである。文化庁記念物課の近江調査官が出席されているので、文化庁の方針、現状を説明いただきたい。

埋蔵文化財保護行政における報告書電子化の位置付けと全国遺跡報告総覧の役割

近江（文化庁記念物課。シンポジウムオブザーバ参加）

遺跡総覧について行政的にまず整理しなければならないのが、PDF化された報告書の位置付けである。具体的に言えば、印刷物としての報告書とデジタルデータの報告書の役割を正しく整理することであり、両者が全く同じとなると遺跡総覧を進めることが、印刷物の報告書が不要ということにつながる恐れがある。この点は地方公共団体の方も気にしている点だと思うので、まずは、その点について現在の考え方を説明する。

文化庁では『発掘調査のてびき』において、報告書は恒久的に保存すべきであり、かつ高精度の情報を公開するためには、印刷物であることが望まれるとしており、その点は今も変わらない考え方である。一方、印刷物の報告書は作成部数が限られているという問題があり、報告書の存在と活用を推進するためには、遺跡総覧のような情報発信が極めて有効であると考えます。つまり、遺跡総覧は、印刷物の報告書の活用を推進するためという位置付けが可能であり、役割がそれぞれ異なるものとして印刷物もPDFも両立できると考える。

次に報告書のPDF化の予算を原因者に求められるのかという点についてであるが、原因者に負担を求める範囲はあくまでも記録保存に係ることまでであり、活用については行政が負担すべきものである。遺跡総覧を先のように位置付ければ、それは活用の範疇に属することなので、原因者に負担を求めることはできないという整理になる。もちろん原因者負担で報告書を作る時に、PDFデータも同時に作成する場合に別途、費用が生じるのか否

かという話は別の話である。

補助金の話であるが、過去の報告書のPDF化を補助対象とした実績はあるが、遺跡総覧に参加するためという理由だけでは難しいだろう。あくまでも活用の主体は補助事業申請者となるので、申請者自らが活用することが基本。

なお、文化庁ではデジタルに関する検討を始めている。今年度はデジタルカメラ、来年度は報告書のデジタル化について検討する。今年度末に公表する報告書でも、遺跡総覧に関する基本的な考え方は紙の報告書の活用を推進するものであるとの位置づけをしている。来年度は、高精度のデジタル報告書について検討していくことになる。3年目は既存のフィルム・図面のデジタル化について検討していく。PDF化についてはまだ検討が始まったばかりであり、今後の検討の中で様々な問題がでてくるだろう。

坂井

文化庁の存在は大きい。紙の報告書は保存用で、活用はデジタルで、総覧は紙のものの利用を促進するものという理解。報告書の配布まで原因者にもとめている日本のやり方は海外では例がない。イギリスでは2・3部。ドイツでは掘る人と報告書を出す人が別。日本は良い習慣が続いているので、それをより強化する方向が良い。

文化庁と奈文研の協力が求められる。文書ということにもつながる。紙だけでなく、デジタルデータがあつてこそ、これまで積み重ねてきた調査成果の活用と今後出るものの活用ができる。

報告書は研究者用になっているので、一般の人がわかるように行政、研究者の努力が必要。膨大な調査成果を地域振興など社会的に活かしていく方向が必要で、そのために遺跡総覧が重要である。

まとめ

国武

著作権等の問題のない報告書、2015年度のを登録するというのはいかがでしょうか。参加すれば、イベント登録が可能となる。報告書の活用促進のために第一歩を。今日の話を持ち帰りいただいて、課内で議論していただきたい。

坂井

今までバラバラにやってきたことをとりまとめるところができればよいと考えていた。奈文研が情報を集約・発信していくことは大変ありがたいこと。大学と行政がかつてない関係を取り結び、文化財の保存と活用、地域貢献に力を発揮できるプロジェクトであるをつくづ

く感じた。これで終わります。皆さま方のご協力ありがとうございました。